

令和2年9月14日(月)

開会（9：55）

○渡辺秀敏委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。

当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算」7件、「条例の制定」1件、「水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」1件、の計9件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。まさに一雨ごとに涼しくなるといった様相でして、今朝ほどはかなり涼しい状況です。雨といえば昨日の午後2時から3時までの雨が胎内市で1時間に20ミリ降りました。1時間で20ミリだとあのくらい。8月30日の夜に降った雨が1時間に73ミリということです。昨日の午後の雨でもかなり降っている感じがしましたがその3倍以上あの日は降ったということです。その73ミリの時に水の出方が今まで河川があふれるとか決壊するとかで水害になるという出方はあったが、この間の73ミリというのは大きな舗装している場所から流れ込む小さな側溝等でもうはけないという状況がありました。それと共に雷の被害、個々に全部把握できているわけではないが市内全域で家電製品が落雷によって使えなくなったということが多発しているようである。このようなゲリラ的な雨に対し市はどう対応していけるのかといったところで、できるだけ迅速に情報を伝える以外になかなか見当たらないわけですが、このことについても皆様方と一緒に対応方法について早急に検討していかなければと考えている。本日の案件は9件ですがよろしく審議願いたい。

議第70号 令和2年度胎内市地域産業振興事業特別会計補正予算（第1号）

榎本農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ141万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,921万3千円とするもの。歳出から説明する。第4款予備費で141万3千円を増額した。歳入では、3款財産収入1項1目利子及び配当金で新潟製粉株式会社からの株式配当金113万9千円を増額した。4款繰入金2項1目鹿ノ俣発電所運営事業繰入金は前年度の電気料の確定により配当分を1万円増額した。5款繰越金は前年度事業の確定により26万4千円増額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第71号 令和2年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第1号）

榎本農林水産課長説明

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ980万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,280万7千円とするもの。歳出より説明する。第1款農林水産業費1項1目鹿ノ俣発電所費の24節積立金において、施設の大規模改修に備えて基金積立金を1,086万7千円増額した。27節繰出金で、電気料金軽減対象施設の前年度の電気料金が確定したことから一般会計では15万円を減額。地域産業振興事業会計では1万円を増額した。次に3款諸支出金1項公営企業会計支出金では、電気料金軽減対象施設の前年度の電気料金が確定したことから農業集落排水事業補助金を44万円減額し、簡易水道事業補助金を48万円減額した。一方、歳入では、3款繰越金は前年度事業の確定に伴い980万7千円を増額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第72号 令和2年度胎内市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

榎本上下水道課長説明

収益的収入に43万7千円を追加し、その総額を11億5,192万2千円とし、収益的支出に386万6千円を追加し、その総額を9億4,692万9千円とするとともに、資本的支出から15万7千円を減額し、その総額を8億9,444万3千円とするもの。

収益的収入では、第1款2項2目他会計補助金において地方公営企業繰出基準に基づき一般会計補助金を増額した。一方、収益的支出では、第1款1項2目総係費において人事異動に伴い、給料、手当、法定福利費及び退職手当組合費をそれぞれ増額した。資本的支出では、第1款1項1目建設費において人事異動に伴い給料、手当、法定福利費及び退職手当組合費をそれぞれ減額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第73号 令和2年度胎内市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

榎本上下水道課長説明

収益的収入から44万円を減額し、その総額を6億6,656万4千円とし、収益的支出から354万6千円を減額し、その総額を6億862万7千円とするとともに、資本的支出に210万円を追加し、その総額を5億4,401万6千円とするもの。

収益的収入では、第1款2項2目他会計補助金において鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補助金を減額した。一方、収益的支出では、第1款1項2目総係費において人事異動に伴い、給料、手当、法定福利費及び退職手当組合費をそれぞれ減額し、第1款2項1目支払利息を減額した。

資本的支出では、第1款2項1目企業債償還金において一部の企業債の償還年数が当初の

見込みよりも短期間となるものがあつたため、企業債償還金を増額し、併せて、公営企業会計を適用するために借り入れた起債を公営企業会計適用債として整理した。

また、第4条特例的収入及び支出の補正については、法適用前の特別会計の打切決算に伴い、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額が確定したため、特例的収入及び支出を補正するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第74号 令和2年度胎内市水道事業会計補正予算（第2号）

榎本上下水道課長説明

収益的支出から98万8千円を減額し、その総額を6億1,119万1千円とするとともに、資本的支出から16万9千円を減額し、その総額を4億6,947万8千円とするもの。

収益的支出では、第1款1項4目総係費において、人事異動に伴い、給料及び退職手当組合費を増額し、手当及び法定福利費を減額した。資本的支出では、第1款1項1目施設整備費において、人事異動に伴い手当及び法定福利費を減額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第75号 令和2年度胎内市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

榎本上下水道課長説明

収益的収入から48万円を減額し、その総額を1億7,612万8千円とし、収益的支出に349万9千円を追加し、その総額を2億145万5千円とするとともに、資本的支出に50万円を追加し、その総額を1億2,347万1千円とするもの。

収益的収入では、第1款2項1目他会計補助金において鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補助金を減額した。一方、収益的支出では、第1款1項4目総係費において、人事異動に伴い、給料、手当、法定福利費及び退職手当組合費をそれぞれ増額した。

次に資本的支出では、第1款2項1目企業債償還金において、一部の企業債の償還年数が当初の見込みよりも短期間となるものがあったことと、公営企業会計を適用するために借り入れた起債を公営企業会計適用債として整理したことにより建設改良費等の財源に充てるための企業債償還金を減額し、その他の企業債償還金を増額するもの。

また、第4条特例的収入及び支出においては、法適用前の特別会計の打切決算に伴い、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額が確定したため、特例的収入及び支出を補正するもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 76 号 令和 2 年度胎内市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

榎本上下水道課長説明

収益的支出に 4 万 4 千円を追加し、その総額を 1,397 万 8 千円とするもの。

収益的支出では、第 1 款 1 項 4 目総係費において、今年度の法定福利費の納付額の見込みにより、職員共済組合納付金を増額した。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 82 号 胎内市胎内スキー場運営基金条例

南波商工観光課長

条例制定の理由は、暖冬少雪等のシーズンに備えながら、安定的かつ継続的なスキー場運営が図られるよう、基金を設置するもの。

基金への積立額については、クラウドファンディングの状況等を踏まえながら、今後予算で定めることとしているが、先週金曜日の正午現在でクラウドファンディング、商工観光課の窓口そして銀行振込の合計で 1,514 万 5,540 円の支援をもらっている。

なお、積立金については昨シーズンのようなオープン準備に経費をかけたが収入がない場合に活用することになる。

質疑

○丸山孝博委員

クラウドファンディングを基金に回すということで理解してるが、クラウドファンディン

グは来年度以降やらないと思うがいかがか。

○南波商工観光課長

議員のいうとおり、クラウドファンディングを毎年行うとは思っていませんので、これに関しては今年度限りである。

○丸山孝博委員

前に暖冬少雪の場合、冬場営業できなくとも夏場に係る費用が2千万円近くあるとなっているが、毎年暖冬少雪になった場合に営業の見込みがなくなることを見越した場合、毎年2千万円うつことが可能となるのか。そうなれば一般寄附を基金に入れていくしかないと思うが副市長の考えを伺う。

○高橋副市長

天候のことは誰にもわからないということが前提条件としてあるが、今までの状況を考えると毎年降らないことは確率的には少ないと考えているが、今までと同じような考え方で冬が来て雪が降るといのはあてにならないというのが現状である。そう考えた時に一定程度この基金で賄うのはいいが、毎年これを理解してもらうのは考えにくい。そのため、例えば営業できない年が何年も続き毎年クラウドファンディングを行いそれを充てていくのは当然理解いただけないので、そうした時には休止を検討していかなければと考えている。

○丸山孝博委員

休止してもお金がかかると思うがどう捻出するのか。

○高橋副市長

例えば今シーズン営業できなかったとした場合、クラウドファンディングが1,500万円程度集まっているのでそれは充てることとなるし、その他一般会計からの繰出しが出てこざるを得ないというのが現状である。一般会計から出すことはほとんど胎内市民だけで税負担することになるし、クラウドファンディングの場合はスキー場を利用している7割が市外の人であると考えた時その人にも負担してもらえる。それを降らない時にどう負担するかということは非常に難しい課題になってくるがある程度は一般会計に頼らざるを得ないだろうと考えている。議会からの申入書にあったようにこのような諸課題を解決していかないと運営できないと。まさにそのとおりでありこれを何年か一定のところまで判断をつけていく。その間については一般会計からの繰出しに頼らざるを得ないと考えている。

○丸山孝博委員

一般会計の利用はやむを得ないということは十分理解できる。機械設備に対する金額も膨大で毎年一般財源からでているからいいが、クラウドファンディングもできない今後を考えた場合、広く一般寄附をある程度お願いしていかないとやっていけない状況になってくるし、できない時にどこに頼るか。今回署名してもらった人たちを含めて一般寄附を改めて行っていくことを含めた考えでよろしいか。

○高橋副市長

クラウドファンディングという手法を取るのか、一般寄附、アイラブ胎内スキー場、胎内スキー場を存続してほしいという 市民は税金で負担しているが市外の方が寄附してもらえそうな体制が組めるのであれば一般寄附も一つの手法であるし、これから議論していかねばと思うが、例えばふるさと納税の目的に胎内スキー場の永続的な運営という項目を作ることも一つの方法である。この辺りはこれから議論していく必要があると考えている。

○渡辺宏行委員

一般寄附を見越してまでもやるべきものなのか。今季何とかしようとしてクラウドファンディングを立ち上げてやろうとしているわけですが、昨年と同じ感じで雪がなかった。来年度どうするのかといった時に今度はふるさと納税にたよるか一般会計からの繰り出しになるのか。今年が見極め時期かと思う。暖冬は自然相手で保証は何もない。その都度頼っていいものなのか。できなければリゾートからスキー場をはずすなど考えていかねばと思う。例えば当初リゾートに予算を組んだ中でスキー場に関するものはいくらだったのか。例えばクラウドファンディングが約1,500万円集まった。もし今季もできなかった場合に相殺したらどうなるのか。

○南波商工観光課長

指定管理料については、全ての施設となっておりスキー場でいくらとはなっていない。

○渡辺宏行委員

何もしなくても2千万円かかるというのはどこから出てきた。リゾートの予算配分はわからないとしてもクラウドファンディングを立ち上げ、基金を立ち上げようとしている。一般会計から繰出し的な感じで単なるクラウドファンディングの余りを入れるとかそういう状況になって積み立てる基金を立ち上げた状況ではないので、ある程度は、今季、来季を見通

した中でどの位の手当てが必要か見通した中での基金という話もでたと思う。実際どれくらいでペイするのか社長（副市長）いかがですか。

○高橋副市長

昨シーズンできなかつたことで補正予算を3,850万円してもらった。その3,850万円がスキー場ができなかつたことによるもの。その後夏場の準備等について圧縮したときどうなるかということで2,000万円くらいはどうしてもかかる。議会からも運営上の課題を克服するよう申入れいただいているが、その2,000万円をどこまできりつめられるか。令和2年度にあつては早々に電気を一時契約解除してやる場合は難しい手続きがあるがもう1回つなぐなど2,000万円をどこまで減らせるか。ただ、人の雇用の問題もあり、高齢化している社会の中でリフトの取付や点検で毎年来ている方がかなり高齢化している現状がある。その中で人を確保することはある程度の段階になったらあらかじめ依頼しないと難しい。そのため、2,000万円が1,000万円に減るということはなかなかない。2,000万円はかかっているのでは。そこを何らかの形でみんなで知恵を出して少しでも減らしていくことしか現段階ではいえない状況です。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第83号 令和元年度胎内市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

榎本上下水道課長説明

令和元年度末の未処分利益剰余金は1億8,623万5,650円であり、このうち、1億1万5,014円を減債積立金へ積み立て、8,622万636円を資本金へ組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきお諮りするもの。

質疑

○天木義人委員

減債積立金は、債権を返済するための積立金と思うが、減債積立を行うメリットは。

○榎本上下水道課長

毎年企業債の償還金がおよそ3億円ずつ発生している。令和4年度の企業債の償還ピークに備えて積立金で会計上の負担を軽減しておくというメリットがある。

○天木義人委員

会計が複雑でわかりにくいのですが、普通の積立金と比べ減債積立金で行うメリットは。

○榎本上下水道課長

減債積立金といっても基金の様に積み立てているものではなく水道事業会計の中の内部としてその金額分を減債積立金として起債償還に充てる財源として使えるように取ってあるもので、基金の様に確定した積立ではない。ただ、メリットとすれば会計の運用上の内部留保の中で積立金を処分できることである。

○天木義人委員

そうすると一般積立とあまり変わらないようであるが、資本的に対しても。

○榎本上下水道課長

委員の言うとおりに特別に利息が多くつくとかではなく運転資金の中でその分を持っているということである。

○渡辺栄六委員

未処分利益剰余金とはどういうことか。

○榎本上下水道課長

純利益がそのまま未処分利益剰余金になる。昨年度減債積立金として確保したお金の中から資料の「積立金の使用額」が令和元年度において減債積立金として積み立てておいたお金から取り崩して企業債の償還に充てた金額になる。積立金を取り崩して使用するとその金額も未処分利益剰余金に含まれてくる。それについて改めて資本金に組み入れることを公営企業会計法上は議会の議決が必要になってくる。未処分利益剰余金の中には、現金の裏付け

があるものと現金の裏付けのない使ってしまった分についても未処分利益剰余金として議会の議決が必要となる。

○渡辺栄六委員

未処分利益剰余金は毎年発生するものなのか。

○榎本上下水道課長

今の水道事業会計の運営状況から行くと毎年1億から1億5千万円が計上されてくる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 10:42)

以上でまちづくり常任委員会を閉会する。